

平成 25 年度定期監査の結果に関する報告
(平成 26 年 7 月 4 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜 田 市 監 査 委 員

定期監査の結果に基づく改善等の措置について

第5 監査の結果

2 個別事項

(10) 三隅支所

	指 摘 事 項	措 置 状 況
建設課	<p>ア 改善等を求める指摘事項</p> <p>(ア) 屋外広告物申請手数料の算定誤りについて</p> <p>平成24年度分において手数料の額の確認を行い、算定誤りがあったため、平成23年度手数料改正以降の該当分について、担当課へ再度金額確認を依頼した。</p> <p>その結果、平成23年度及び平成25年度の算定誤りはなかったが、平成24年度において、16件(調査対象件数18件)5,270円となる。その内訳は、還付件数2件7,460円、追加請求件数14件2,190円となり、課内で方針決定を行い、関係部署と協議のうえに対応するとのことであった。</p> <p>なお、算定誤りには手数料単価錯誤(改定前の手数料で算定)、表示面積錯誤(変更漏れ)及び物件個数錯誤(表示面の数で算定)の3種類の原因があった。今後は複数チェックを行うなど、事務処理方法や体制等について改善されたい。</p>	<p>手数料単価錯誤の原因は、改定の確認や相互の連絡が徹底されていなかったことに起因することから、今後は職員間の連絡を密にすると共に、事務処理に注意を払います。</p> <p>表示面積及び個数錯誤については、制度内容を熟知し、よりいっそうの注意を払って事務を行います。</p> <p>平成24年度の過納金については還付を、不足分については請求事務を行いました。</p>